

サプライヤポータルシステム利用規約

(用語の定義)

第1条

本規約においては、下記の用語は次の定義で使用する。

- (1) 甲：三菱電機トレーディング株式会社。
- (2) 乙：サプライヤポータルシステムに登録申請し、これを使用するユーザが所属する企業。

(規約の適用範囲)

第2条

本規約は、サプライヤポータルシステム(以下、「システム」という。)を利用して行う次の業務について適用する。

- (1) 甲が発行する注文書等、電磁的記録の甲から乙への提供、及び乙による受領、回答。
- (2) 甲と乙との各種連絡、照会。

(規約の変更)

第3条

甲は予告なく本規約を変更することができる。乙は変更後の規約に同意する場合に限り、システムを継続して利用することができる。

(電磁的記録提供の承諾)

第4条

甲乙間の取引が、「下請代金支払遅延等防止法」（以下「下請法」とする）における下請取引に該当する場合、乙は下請法第3条1項の規定による書面の交付に代えて、以下内容にて電磁的記録の提供を受けることを承諾するものとする。

2 電磁的記録の提供方法

- (1) 甲はシステムへの掲載にて乙へ提供する。
- (2) 乙はシステムに掲載された電磁的記録を、直ちにシステムに具備されたダウンロード機能により乙の使用するコンピュータのファイルに記録するものとする。
- (3) ファイル形式： PDF、エクセル、CSV

3 費用負担

電磁的記録を参照するために必要な関連機器及びソフトウェア購入費用、通信費用等、および電磁的記録を、乙が使用するコンピュータのファイルへの記録に要する費用は乙が負担する。

4 本承諾後の内容の変更

本承諾後であっても、乙はいつでもサプライヤポータルによる注文データの提供を受けない旨の申し出をすることができる。乙が電磁的記録の提供を受けない旨の申し出をした場合、甲は乙の申し出以降の下請取引については書面を交付することとする。

(ユーザ登録、変更手続き)

第5条

甲から乙への利用申請依頼に基づき、乙はシステム画面にて利用申請を行う。

2 甲が、システムにて乙からの利用申請内容を承認した場合、乙はシステムを利用することができる。

3 乙の申請内容に虚偽があった場合は、甲は申請承認を拒否することができる。

4 ユーザID(以下「ID」という。)は甲が発行し、パスワードは乙が登録する。

5 乙は、登録内容に変更があった場合には、システムにて内容変更の措置をとるものとする。

6 乙が乙のシステム利用者個人に付与したメールアドレスを原則として使用すること。やむを得ず、その他アドレスを使用したことにより甲または乙に損害が発生した場合は、乙がその一切を賠償または負担するものとする。

(ID、パスワードの管理)

第6条

乙は、ID、パスワードを適正に管理する義務を負う。

2 乙は、ID、パスワードを他人に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならない。

3 乙は、ID、パスワードが盗まれた場合または第三者がこれを使用していることが判明した場合、直ちにその旨連絡するとともに、甲からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

4 ID、パスワードが不正に利用されたことにより、乙が何らかの損害を被った場合、以下の場合を除き甲は乙の損害に対して何ら責任を負わないものとする。

(1) 乙のID、パスワードが不正に使用されたことについて甲が知っていた場合。

(2) 乙のID、パスワードが不正に使用されたことを知らなかったことについて、甲に重大な過失がある場合。

(禁止行為)

第7条

乙はシステムの利用において、次の各号に定める行為をしてはならない。

(1) 乙のシステム利用者が自分に許諾された以外のID、パスワードを使用すること。

(2) 乙のシステム利用者が自分に許諾されたID、パスワードを第三者に開示すること。

(3) 乙のシステム利用者がシステムの内容について第三者に開示すること。

(4) 乙のシステム利用者が第2条に定義したシステム本来の用途からはずれてシステムを使用すること。

(秘密の保持)

第8条

甲及び乙はシステムの利用により知りえた相手側の業務上の秘密を第三者に開示・漏洩してはならない。

(システム運用時間)

第9条

システムの運用時間は、別途甲より乙のシステム利用者に通知するものとする。

(システム利用料金)

第10条

WEB通信にかかる費用を除き、乙のシステム利用料は無償とする。

(管理責任の範囲)

第 1 1 条

乙がシステムに記載した内容は、乙が専ら責任を負うものとする。

2 システムに記載されたデータの保管・バックアップ等については、甲が専ら責任を負うものとする。

(システム障害)

第 1 2 条

甲及び乙は、システム運用上の何らかの障害(以下「システム障害」とする)が発生した場合、直ちに相手方に通知するものとする。

2 甲は、システム障害が発生した場合、事前に乙に通知することなく、復旧に必要な措置をとるためシステムの運用を停止することができるものとする。

3 システムの運用が停止されている場合、甲及び乙は、代替措置をとることにより、第 2 条に定める業務を遂行したものと看做することができる。

(協議事項)

第 1 3 条

甲及び乙は本規約に定めのない事項及び疑義のある事項については甲乙誠意を持って協議し、これを解決する。

(登録の抹消)

第 1 4 条

乙は、退職・担当者交代等によりシステム利用が不要となった場合、甲へ速やかに登録抹消の依頼を行うこととする。甲は、乙からの依頼に基づき、乙のシステム利用者の登録を抹消することができる。

2 甲は、次の各号の事由が一つでも生じたときには乙に対して何らの催告を要せず乙の登録を抹消することが出来る。

(1) 乙が本規約に違反した場合。

(2) 甲と乙との間の取引が停止もしくは中止された時。

(登録抹消後の残存義務)

第 1 5 条

第 1 4 条により乙の登録が抹消された場合、第 8 条(秘密の保持)の規定は、甲乙間で別途合意した期間その効力を有する。

(個人情報の取り扱い)

第 1 6 条

乙は、次の場合に甲が乙の個人情報を収集・利用することを承諾するものとする。

(1) 利用申請時に登録する氏名、メールアドレス。

(2) システム運用上必要な場合に業務委託先への提供。

2 甲は乙の同意がない限り乙の情報を第三者に提供しない。但し、法律に基づく裁判所や警察等の公的機関からの要請、乙や公衆の利益を損なう場合、甲の権利・財産を守る場合には、この限りではない。

3 甲はセキュリティ確保のため乙の情報を暗号化し、第三者に漏洩することが無いよう努力する義務を負う。

(管轄裁判所)

第17条

本規約に関する訴訟の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

(本システムによる個別契約の成立および注文付帯事項)

第18条

本システムによる個別契約は、甲が本システムに発注内容を掲載した時点で申込みの意思表示がなされ、乙がこれを遅滞なく確認し、その内容について承諾することにより成立する。

乙は7日以内に諾否の連絡をするものとし、乙からの連絡が無い場合は当該申込みに対して承諾したものとみなす。

2 本システムによる個別契約の内容を変更する必要がある場合には、甲乙協議のうえ変更する。

3 本システムによる注文に共通する付帯事項は、別段の合意がある場合を除き、以下とする。

(1) 本注文関係の書類には必ず注文番号を明記してください。

(2) 納期を厳守してください。遅延のおそれがある場合は前広にご連絡願います。

(3) 納品には、当社との間で取り決めた納品書に必ず社印押印のうえ添付してください。

(4) 納入遅延、その他債務不履行があった場合は当該個別契約を解除し、また賠償金・その他を請求することがあります。

(5) 納入品は当社の検査に合格の事。受入検査後でも貴方の責任に基づく不良を発見したときは、取替・補修賠償金・その他を請求することがあります。

(6) 納入に係る運賃、および危険は納入者負担と致します。

(7) 取引条件は特別な取り決めがない限り当社の支払規定を適用します。但し「下請代金支払遅延等防止法」に該当する取引については、取引開始及び支払条件変更時に発行する「支払方法等について」の最新の連絡書によります。

(8) 注文の単価が、消費税抜きの場合は、支払期日に法定税率の消費税額分を加算してお支払致します。

(9) 「単区」が「3～9」の場合は概算単価を示しますので、至急見積書をご提出下さい。

(10) 外為法リスト規制該当品及び輸出承認貨物は、該非判定書を提出ください。米国産品は EAR99 であるか ECCN 番号をご連絡ください。

(Cookieの利用について)

第19条

本システムでは、利用者へのサービス向上を目的として、Cookie(クッキー)を使用しています。

Cookieとは

Cookieとは、利用者がコンピュータ等を利用してシステムにアクセスした際に、ご利用の端末に保存されるデータファイルのことを指します。Cookieには利用者個人を特定する情報は含まれておりません。

2 Cookieの使用を希望されない場合

Cookieの使用を希望されない場合は、お客様のブラウザの設定でCookieの使用を中止することができます。その場合、本システムの一部の機能が利用できなくなります。

改定履歴

制定	2020年03月25日	三菱電機トレーディング株式会社	
----	-------------	-----------------	--

改定	2020 年 12 月 14 日	三菱電機トレーディング株式会社	・ 第 4 条見直し ・ 第 18 条の新設 電子発注による契約成立要件および 注文書付帯事項の追加 ・ 第 19 条の新設 Cookie に関する利用目的、及び無効 の場合の影響を追加
----	------------------	-----------------	---